

第 1 1 回 互理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分

2. 会議の場所 互理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

1 番	浅川文義	2 番	星昌知	3 番	安住政男
4 番	安住郁子	5 番	穴戸茂	6 番	齋精一
7 番	渡邊喜徳	8 番	小野忠良	9 番	新田育男
1 0 番	加藤正純	1 1 番	石垣祐子	1 2 番	鈴木周吾
1 4 番	片平洋之	1 5 番	伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 2 名)

1 6 番	渡辺幸一	1 7 番	菊地英一	2 0 番	丸子清
2 1 番	高倉朝賀津	2 2 番	末木清一	2 3 番	鈴木誠一
2 4 番	鈴木正彦	2 5 番	太田匡美	2 6 番	佐藤洋子
2 7 番	結城美智子	2 8 番	高橋敏	3 0 番	穴戸俊雄

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 3 番 遠藤圭一

(2) 農地利用最適化推進委員 (2 名)

1 9 番 南條栄一 2 9 番 佐藤弘子

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 非農地証明願について

日程第 5 第 4 号議案 令和 6 年度第 6 号互理町農用地利用集積計画 (案)
について

6. 事務局

事務局長 菊池広幸、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第11回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、12月16日に互理と逢隈で地区委員会、12月17日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は12月20日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、13番、遠藤圭一委員、19番、南條栄一推進委員、29番、佐藤弘子推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、会議録署名委員は議長が指名することになっておりますので、8番、小野忠良委員、9番、新田育男委員を指名いたします。日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、採決することといたします。なお、第1号議案については、委員の親族に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、はじめに互理地区委員会より説明をお願いします。

12番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員会より説明をお願いします。

5番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 議 長 (順位3番について議案書朗読及び補足説明)
ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 議 長 (順位4番から順位9番まで議案書朗読及び補足説明)
ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

事務局 議 長 (順位3番について事務局より補足説明)
ありがとうございます。その他ございませんか。

22番 事務局
順位6番と順位7番の件について、面積的にだいぶ違いがありますが、これは同等の交換というふうに考えてよろしいでしょうか。

事務局
はい、面積の方は単純に言えば2倍まではいかないのですが、その程度差があるということですが、お互い納得の上、委員長からの説明にもあったように、交換することによってお互い農業をやる上での利便性があがるということで、今回この交換についての申請があったものです。

議 長
よろしいですか。

22番 議 長
わかりました。その他ございませんか。なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長
異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。次に順位2番の採決を行います。ここで、(関係委員)の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議 長
順位2番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長
異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。(関係委員)の席へのお戻りをお願いします。

(委員着席)

議 長
次に順位3番の採決を行います。順位3番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長
異議なしと認めます。第1号議案の順位3番については、許可するこ

とに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 4 番については、許可することに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 5 番については、許可することに決定します。次に順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 6 番については、許可することに決定します。次に順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 7 番については、許可することに決定します。次に順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 8 番については、許可することに決定します。次に順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可することにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 9 番については、許可することに決定します。以上で第 1 号議案の審議を終了します。

日程第 3、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。なお、第 2 号議案については委員に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位 1 番から順位 4 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員会より説明をお願いします

ます。

5 番 (順位 5 番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位 6 番から順位 8 番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位 9 番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。なければ第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決をいたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。ここで、(関係委員)の退席をお願いいたします。

(委員退席)

順位 4 番について許可相当とすることにご意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。(関係委員)の席へのお戻りをお願いします。

(委員着席)

次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位5番については、許可相当とすることに決定します。次に順位6番の採決を行います。順位6番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位6番については、許可相当とすることに決定します。次に順位7番の採決を行います。順位7番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位7番については、許可相当とすることに決定します。次に順位8番の採決を行います。順位8番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位8番については、許可相当とすることに決定します。次に順位9番の採決を行います。順位9番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位9番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了いたします。日程第4、第3号議案、非農地証明願についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

2 2 番 畑だったのが、トラクターやダンプの出入りで通路になったんですね。その通路になった時の変更は出していなかったのですか。

事 務 局 地目上畑になっておりますが、元々は山林の形の容態でした。山林の形をしていて畑だった。そして、その後ここの砂取りのための一時転用が出ております。ただ一時転用の方は完了したのですが、元々の形が山林だったために、現況復旧というのが木を切ってしまうので、現況復旧にならないということで、ある程度そのままになっていたようです。それで今回非農地証明願が出たということです。

議 長 よろしいですか。

2 2 番 はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。なければ第3号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可することに決定します。以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、令和6年度第7号亶理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。なお、第4号議案については、委員の親族に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決の時には関係委員に一時退席を指示しますので、ご了承願います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。ここで、(関係委員)の退席をお願いいたします。

(委員退席)

第4号議案、令和6年度第7号亶理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案、令和6年度第7号亶理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。(関係委員)の席へのお戻りをお願いします。

(委員着席)

以上で議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局 事務局から報告事項1件、事務連絡が2件ございます。

以下、事務局より事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 2 時 3 0 分